

## 大阪府大学教職員組合規約改正に係る組合員投票について

2021年10月20日  
大阪府大学教職員組合  
中央執行委員長 岩村幸治

大阪府大学教職員組合規約第2条、第5条および附則を改正するため、大阪府大学教職員組合規約第12条第8項に基づき2021年度定期大会に改正案を提案し承認されたため、同規約第13条第3項の規定により組合員投票を実施します。

### 要領

- 投票期間 10月26日(火)～11月8日(月) 17時45分までとする。
- 投票方法 投票用紙によるものとする。  
ただし、電子メールにファイルを添付し府大教書記局（電子メールアドレス：fudaikyou@leto.eonet.ne.jp）へ送信し投票することも可とする。
- 尚、電子メールによる投票を取り扱う者には守秘義務を課し、投票用紙と電子メールにより二重に投票が行われた場合は投票用紙を用いた投票を優先する。
- 記入方法 賛成の場合○、反対の場合×を、投票用紙それぞれの欄に一つづつ記入すること。
- 事務管理 府大教書記局とする。
- 開票 2021年11月9日(火) 12時20分～

### 改正理由

大阪府立大学と大阪市立大学の統合により大阪公立大学が設置されたため

### 改正案

#### 第2条 「所在」

「公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）」を「公立大学法人大阪 中百舌鳥事業場（大阪府堺市中百舌鳥事業場（大阪府堺市中区学園町1-1）内に置く。」に改める。

#### 第5条 「組合員の資格」

「公立大学法人大阪府立大学」を「公立大学法人大阪」に改める。

附則 この規約は2022年4月1日から実施する。

### 新旧対照表

新	旧	改正案	現行
第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 中百舌鳥事業場（大阪府堺市中区学園町1-1）内に置く。	第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）内に置く。	第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）内に置く。	第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）内に置く。
第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督的地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。	第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督的地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。	第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。	第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。

### 根拠規定

大阪府大学教職員組合規約第12条（大会審議事項）

大会は次のことを審議し決定する。

(8) この規約の改廃に関すること

#### 同第13条（組合員投票）

前条にかかわらず、次の各号の重要な事項に関しては組合員全員の直接無記名投票により決定する。

(3) この規約の改廃:全組合員の過半数の賛成を必要とする。

キトリ線

大阪府大学教職員組合規約改正に係る組合員投票 投票用紙

### 第2条 「所在」

「公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）」を「公立大学法人大阪 中百舌鳥事業場（大阪府堺市中区学園町1-1）」に改める。

### 第5条 「組合員の資格」

「公立大学法人大阪」を「公立大学法人大阪」に改める。

附則 この規約は2022年4月1日から実施する。

新	旧	改正案	記入欄
第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 中百舌鳥事業場（大阪府堺市中区学園町1-1）内に置く。	第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）内に置く。	第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）内に置く。	第2条 「所在」 この組合は事務所を公立大学法人大阪 大阪府立大学（堺市中区学園町1-1）内に置く。
第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。	第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。	第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。	第5条 「組合員の資格」 公立大学法人大阪に勤務する者はこの組合の組合員となる。 ただし、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督地位にある労働者等は除く。 この組合に勤務する者もこの組合の組合員となることができる。 附則 この規約は2022年4月1日から実施する。
根拠規定	根拠規定	根拠規定	根拠規定

各条文毎に記入欄に「賛成」の場合「○」、「反対」の場合「×」を記入して下さい。